

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学安全衛生管理規程（平成16年旭医大達第169号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

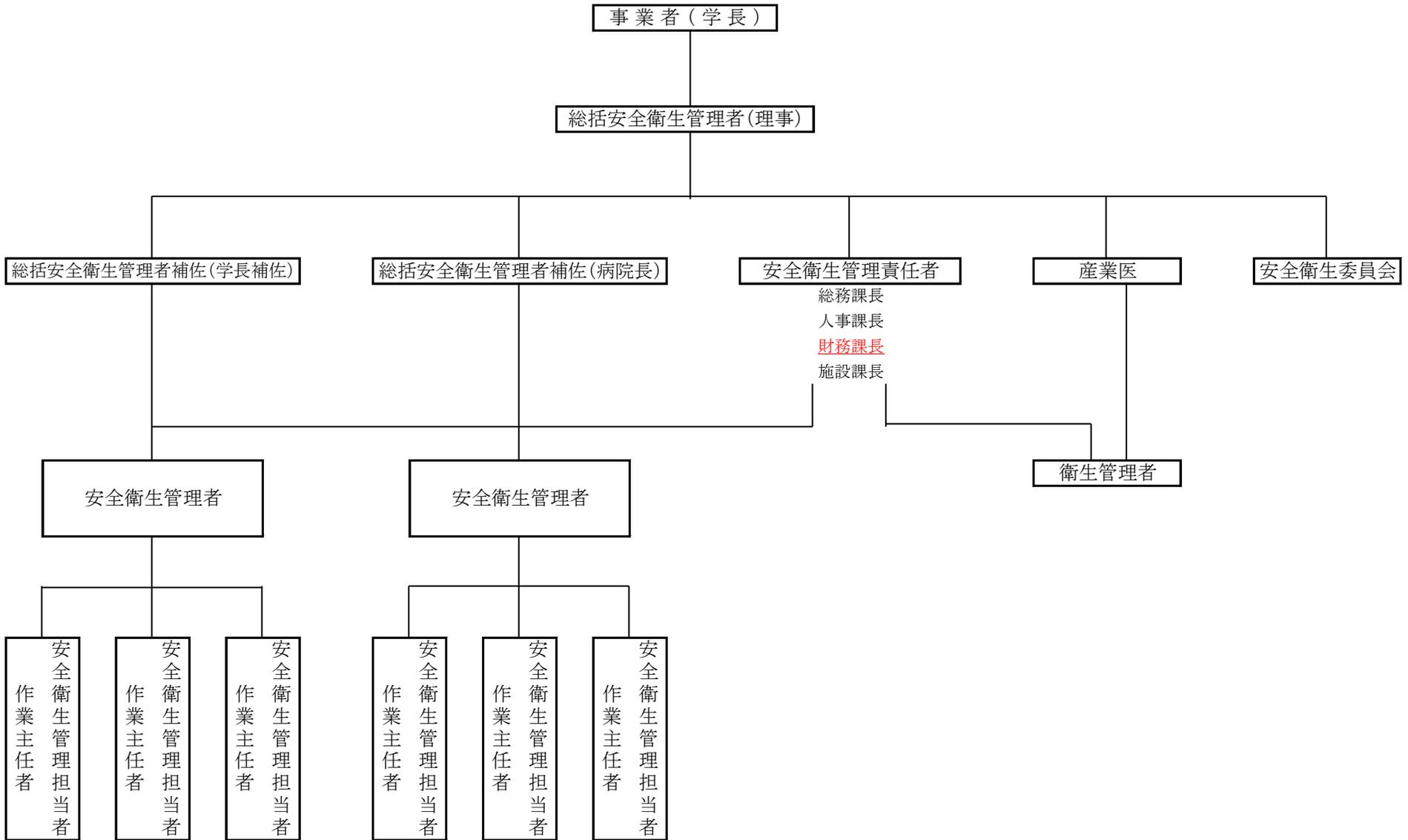
改正後	現行				
<p>(略)</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第10条 大学に、安全衛生管理の推進を図るため安全衛生管理責任者を置き、総務課長、人事課長、<u>財務課長</u>及び施設課長をもって充てる。</p> <p>2 人事課長は衛生に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>3 総務課長、<u>財務課長</u>及び施設課長は安全に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年9月18日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u></p> <p><u>別表1（第6条関係）</u></p> <p>(略)</p> <p>別表3（第20条第1項関係）</p>	<p>(略)</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第10条 大学に、安全衛生管理の推進を図るため安全衛生管理責任者を置き、総務課長、人事課長、<u>会計課長</u>及び施設課長をもって充てる。</p> <p>2 人事課長は衛生に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>3 総務課長、<u>会計課長</u>及び施設課長は安全に係る技術的な事項を管理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>別表1（第6条関係）</u></p> <p>(略)</p> <p>別表3（第20条第1項関係）</p>				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="235 1348 533 1377">区分</th><th data-bbox="537 1348 1104 1377">指定者</th></tr></thead></table>	区分	指定者	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1131 1348 1429 1377">区分</th><th data-bbox="1433 1348 1993 1377">指定者</th></tr></thead></table>	区分	指定者
区分	指定者				
区分	指定者				

衛生管理担当者	人事課労務管理係長 <u>財務課総務係長</u> 施設課施設企画係長 経営企画課病院総務係長 医療支援課医療支援係長 <u>学務課総務係長</u>	衛生管理担当者	人事課労務管理係長 <u>会計課会計総務係長</u> 施設課施設企画係長 経営企画課病院総務係長 医療支援課医療支援係長 <u>学生支援課学生総務係長</u>
安全管理担当者	総務課総務係長 <u>財務課調達係長</u> 経営企画課病院契約係長 施設課機械係長 施設課電気係長 施設課施設マネジメント係長	安全管理担当者	総務課総務係長 <u>会計課調達係長</u> 経営企画課病院契約係長 施設課機械係長 施設課電気係長 施設課施設マネジメント係長
<p><b>【改正理由】</b>  令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。</p>			

(新)

別表1(第6条関係)

国立大学法人旭川医科大学安全衛生管理組織



(旧)

別表1(第6条関係)

国立大学法人旭川医科大学安全衛生管理組織

